

議会運営委員会議会改革検討小委員会

(平成27年11月26日(木))

資 料 一 覧

資料1 論点：議員の安否確認について 1

- 取扱い案
- フロー図
- 参考 大地震の発生例、特別警報（大雨）の発表例

資料2 議員の安否確認に関する指針の規定例 5

- 京都市会
- 大津市議会
- 宮城県議会
- 参考 京都府災害対策本部の設置

資料3 骨子のたたき台（前回小委員会資料）（該当部分） 7

資料 1

論点：議員の安否確認について

1 「大規模災害時における京都府議会活動指針」の骨子（たたき台）（前回資料）

ア. 基本的な考え方

- 発災時には情報が錯綜することや事務局職員の参集状況により連絡が遅延することが考えられるため、議員からのメール送信を基本とする。

※ 議員からの安否情報の送信を要する場合（基準）の整理が必要

例) ○ 自動的に求める場合

- ・ 地震の震度、風水害の警報発令状況等をもとに基準化

○ その他の場合

- ・ 事務局からメール送信を行い、安否情報の返信を求める

2 取扱い（案）

(1) 安否確認を行う場合

① 議員から事務局に自動的に連絡を行う場合（全議員自動連絡）

ア 地震 震度6弱以上（府災害対策本部自動設置対象）
〔参考 宮城県議会・・・震度6弱以上
京都市会・・・震度5弱以上〕

イ 風水害等 特別警報が発表された場合
（台風の通過等被害が収束に向かう段階）

〔※ 特別警報・・・大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波
（火山、地震動は対象外）〕

② 事務局から議員に確認を行う場合（事務局から確認）

ア 地震 震度5強以下で大きな被害が確認された場合

イ 風水害等 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき

※ 被害が確認された地域及び被害のおそれのある地域の議員について確認

(2) 方法等

ア 通信手段

- ① メール送受信を基本（防災専用メールアドレスを設定）
→ 幹部職員への自動転送
- ② 議員からのメール送信がなく安否の確認ができなかった場合には、事務局から電話連絡等により確認

イ 安否確認内容

- ① 人的被害の有無
 - ・ 本人又は家族のけが 等
- ② 財産被害の有無
 - ・ 家屋等の損壊、浸水 等
- ③ 議会棟への登庁の可否

(選択肢)

- ア 登庁可能（通常の間程度で登庁可能）
 - イ 登庁遅参（被災対応、交通事情 等）
 - ウ 登庁不可（被災対応、交通事情 等）
- ④ その他連絡すべき事項

〔参考〕

1 大地震の発生例

〔気象庁震度データベース検索〕

	観測全期間		前5年		前1年	
	全国	京都府	全国	京都府	全国	京都府
震度6弱以上	56回	1回	11回	0回	1回	0回
震度5弱以上	100超	5回	100超	0回	10回	0回

注) 1 観測開始(データベース上) 1923年(大正12年)1月1日～

2 府内震度6弱以上の地震 1927年(昭和2年)丹後地震

3 府内震度5弱以上の地震
(直近) 1995年(平成7年) 阪神淡路大震災
その他は戦前に発生

2 特別警報(大雨)の発表例

- ① 2013年(平成25年)9月 京都府、滋賀県、福井県
- ② 2014年(平成26年)7月 沖縄県
- ③ 2014年(平成26年)7月 沖縄県
- ④ 2014年(平成26年)8月 三重県
- ⑤ 2014年(平成26年)9月 北海道
- ⑥ 2015年(平成27年)9月 栃木県、茨城県、宮城県

注) 平成25年8月30日から制度スタート

資料 2

議員の安否確認に関する指針の規定例（京都市会、大津市議会、宮城県議会）

1 京都市会

(1) 地震の場合 → 議員から事務局に安否連絡

- 市域で震度5弱以上の地震の発生（指針の適用基準）

（会議開会中以外及び議員退庁後の対応）

議員は、速やかに自身の安全確保を行ったうえで、市会事務局に自ら安否の連絡を行う。

(2) 風水害の場合 → 議長の指示により事務局が安否確認

- 市域に気象特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報）の発表（指針の適用基準）

（会議開会中以外及び議員退庁後の対応）

議長は、必要と認める場合は、市会事務局を通じて議員の安否を確認する。

2 大津市議会〔災害種別による区分なし〕 → 事務局から安否確認

(1) 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

- 事務局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信
- 返信のない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡

(2) 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

- 事務局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信
- 返信のない場合は、事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡

※ 大津市議会BCP 想定する災害（市災害対策本部設置基準を準用）

災害種別	災害内容
地震	・震度5強以上の地震
風水害	・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	・自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

3 宮城県議会

(1) 議員から事務局に安否連絡を行う場合

- 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 事務局から議員に安否確認を行う場合

- 県内で震度5強以下の地震等が発生した場合で局地的に大きな被害が確認された場合
- 大津波警報が発表された場合で、局地的に大きな被害が確認された場合

【他の議会の比較表】

	議員からの連絡		事務局からの確認	
	地震	その他	地震	その他
京都市会	震度5弱以上	—	—	気象特別警報の発表 (必要と認める場合)
大津市議会			市災害対策本部設置時に 市議会災害対策会議を自動設置	
			震度5強以上	風水害等による 被害の発生
宮城県議会	震度6弱以上	—	震度5強以下 (局地的に大きな被害が確認された場合)	大津波警報発表 (局地的に大きな被害が確認された場合)

(参考) 京都府災害対策本部の設置 (京都府地域防災計画)

- 1 自動設置 府の地域に震度6弱以上の地震が発表されたとき
- 2 その他の場合 (設置)

暴風雨若しくは大雨、地震等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、次の事項の状況判断を踏まえ、知事が決定

 - ① 府内における降雨状況及び降雨予想
 - ② 府内主要河川の水位変動状況
 - ③ 台風の進路予想
 - ④ 府内各地の被害発生状況
 - ⑤ 近畿地方各府県の防災体制
- 3 過去3か年の設置事例・・・

24年南部豪雨	(H24.8.14～)
25年台風18号	(H25.9.16～)
26年8月豪雨	(H26.8.17～)

資料 3

「大規模災害時における京都府議会活動指針」の骨子（たたき台）（前回資料）

3 業務継続体制の確保

（1）議員の安否確認

ア 基本的な考え方

- 発災時には情報が錯綜することや事務局職員の参集状況により連絡が遅延することが考えられるため、議員からのメール送信を基本とする。

※ 議員からの安否情報の送信を要する場合（基準）の整理が必要

例) ○ 自動的に求める場合

- ・ 地震の震度、風水害の警報発令状況等をもとに基準化

○ その他の場合

- ・ 事務局からメール送信を行い、安否情報の返信を求める

- あらかじめ、各議員に関する基本情報（①通信手段等に関する情報、②居住地の状況（自宅周辺の状況、住居の状況）等）を事務局において把握し、個人情報管理に配慮しつつ、共有化を図る必要がある。

イ 具体的な方法

- 議会事務局に防災専用のメールアカウント（例：「gikai-bousai」）を設定し、議員から安否情報のメール送信を行うことを基本とする。
- 議員からの連絡事項については、①被災の有無、②被災した場合にはその状況、③その他連絡すべき事項等をあらかじめ定めておき、議員に周知する。
- 防災専用のメールアカウントに送信されたメールについては、事務局による状況把握が可能となるよう、幹部職員に自動転送を行う。
- 議員からのメール送信がなく安否の確認ができなかった場合については、事務局において、電話連絡等により安否の確認を行う。